

木材利用ポイント事業における
森林づくり・木づかい寄附対象団体の募集について（募集要項）

平成25年5月1日
林野庁
木材利用ポイント事務局

1. 趣旨

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山村地域の振興に大きく資するものです。

このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対し木材利用ポイントを付与し、第1次産業をはじめとした地域産業、ひいては農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援として木材利用ポイント事業（以下「本事業」という。）を行います。

今般、本事業におけるポイントの寄附対象となる森林づくり・木づかい活動を行う団体を以下のとおり募集します。

募集期間 平成25年5月1日（水）～5月21日（火）（必着）

2. 森林づくり・木づかい活動に対する寄附について

本事業において森林づくり・木づかい活動（※1）を行う団体に対する寄附が行われる方法は、以下の2つがあります。

- ① 一般型商品券・プリペイドカード（農林水産品関連商品券を除く。）の提供事業者（以下「一般型商品券等提供事業者」という。）が、一般型商品券・プリペイドカード（農林水産品関連商品券を除く。）の提供要件として行う森林づくり・木づかい活動に対する寄附
- ② 木材利用ポイントを取得した方（以下「ポイント取得者」という。）が、取得した木材利用ポイントの交換の選択肢の一つとして行う森林づくり・木づかい活動に対する寄附

（※1）本事業における森林づくり・木づかい活動とは、それぞれ以下の活動を言います。

- ・ 森林づくり活動：森林の整備及び国内の緑化の推進等。
（森林の整備：目的とする森林を造成・維持するために、植え付け、下刈り、除伐、間伐、枝打ち等の作業を行うこと。）
- ・ 木づかい活動：木育等木材のよさやその利用の意義の普及・啓発。

3. 寄附対象となる団体の要件と選定

（1）森林づくり・木づかい寄附対象団体について

以下のアからクまでに掲げる要件を満たすこと。

- ア 本事業の目的に賛同する団体であり、寄附対象とする活動が、森林の整備、国内の緑化の推進等の森林づくり活動、木育等木材のよさやその利用の意義を普及・啓発する木づかい活動

又は森林づくり・木づかい活動に対し、助言・情報支援をする活動であること。

イ 国内に事務所を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等の非営利団体又はこれに準ずる団体（※２）であること。

（※２）これに準ずる団体：以下を整備していること。

－定款・寄附行為に準ずる規約

－役員名簿

－決算書類（法人の場合は収支計算書、貸借対照表、財産目録の３点）

－事業報告書（ホームページ等で広く事業報告を公開していること。）

ウ 団体としての活動実績が３年以上あること。

エ 平成 22 年度、平成 23 年度及び平成 24 年度の決算額（平成 24 年度については決算の見込額でもよい。）を平均した年間財政規模（年間総収入）が 100 万円以上であること。

オ 木材利用ポイント事務局（以下「事務局」という。）からの問い合わせに対して、迅速かつ確実に連絡が取れる体制を有すること。

カ 団体としてのホームページを有し、本事業による寄附に基づき行った活動の結果について、別に定める様式に基づき、当該ホームページに公開することにより、ポイント取得者に報告を行うこと。

キ 特定の政治的・宗教的な活動又は組織的な犯罪活動に関わるものでないこと。

ク 健全な財務状況であり、今後も継続した事業実施が見込まれること。

（２）寄附対象団体の選定等

① 寄附対象団体の選定

団体の採択については、（１）の要件を満たす団体について、事務局に設置された有識者委員会に諮り、本事業の趣旨に鑑み審査を行った上で決定する予定です。

なお、特定公益増進法人及び認定 NPO 法人のうち、事業分野が森林づくり・木づかい活動であるものについては（１）のアからウに掲げる要件を満たすものと判断します。

② 寄附対象団体としての登録期間

一度寄附対象として登録された団体については、原則として登録時から本事業の終了時まで、継続的に寄附対象となります。

③ 寄附対象としての登録の取消

寄附対象としての要件を満たさなくなった場合、その他本事業における寄附対象として適切でないと認められる場合は、寄附対象団体としての登録を取り消す場合があります。

4. 募集期間等

（１）募集期間：平成 25 年 5 月 1 日（水）から 5 月 21 日（火）まで（必着）

（注）・申請書類については、郵送及び電子メールの両方で必ず提出してください。

・郵送は、書留郵便等の配達記録の残る方法に限ります。

（２）申請書類：以下の書類の提出を求めます。

・申請書

・団体の定款・寄附行為又はこれに相当する規約

・理事会、役員会等団体の意思決定をする機関の構成員名簿

- ・団体の最新の収支計算（団体の総会等に提出する詳細なもの）
- ・団体の最新の事業報告書（団体の総会等に提出する詳細なもの）
- ・その他活動内容を説明する資料、地図等

※申請書類の記載方法等の詳細については、別紙「森林づくり・木づかい寄附対象団体の募集に係る申請書類の提出について」を御覧下さい。

※申請書式は木材利用ポイント事務局ホームページからダウンロードした上で電子データとして作成し、所定の方法で以下の提出先に送付してください。

（３）提出先

提出先： 木材利用ポイント事務局
森林づくり・木づかい寄附対象団体募集担当 宛
住 所： 〒100-8799 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

電子メールアドレス

- ・交換商品等募集専用

mokuzai-kifu1@mokuzai-points.jp

（４）問い合わせ先

木材利用ポイント事務局

ホームページ <http://mokuzai-points.jp>

電 話

それぞれ受付時間は 9 時～ 17 時、土日祝日も含みます。

木材利用ポイント事務局

0570-666-799（有料）

（ＩＰ電話・ＰＨＳからの問い合わせ先：03-6701-3270）

＜参考１＞ 森林づくり・木づかい活動に対する寄附の対象となる団体の選択方法

本事業における森林づくり・木づかい活動に対する寄附は、以下のとおり整理されます。

１．一般型商品券等提供事業者による寄附対象の選択

一般型商品券等提供事業者が一般型商品券・プリペイドカード（農林水産品関連商品券を除く。）の提供要件として行う森林づくり・木づかい活動に対する寄附については、募集要項の３．（２）に基づき選定された森林づくり・木づかい活動に対する寄附の対象となる団体（以下「選定された団体」という。）のうちから個別の団体又は全団体を選択し、寄附を行うものとします。

２．ポイント取得者による寄附対象の選択

ポイント取得者が、取得した木材利用ポイントの交換の選択肢の一つとして行う森林づくり・木づかい活動に対する寄附については、以下のア又はイのいずれかから選択することができます。

- ア． 選定された団体のうちから、個別の団体を選択する。
- イ． すべての選定された団体に均等に配分する。

＜参考２＞森林づくり・木づかい活動に対する実施方法及び時期

選定された団体への森林づくり・木づかいの活動に対する寄附は、以下の①及び②のとおり実施する予定です。

- ① 一般型商品券等提供事業者が行う寄附については、一般型商品券等提供事業者が毎年度末締めに、あらかじめ申告した寄附率（0.1%以上）を、当該一般型商品券等提供事業者が提供する一般商品券・プリペイドカード（農林水産品関連商品券を除く。）に交換されたポイントの総量に乗じて算出した寄附額について、一般商品券等提供事業者から団体へ直接寄附を行っていただきます。
- ② ポイント取得者が、ポイント交換の選択肢の一つとして行う森林づくり・木づかい活動に対する寄附については、事務局が、各選定された団体分について集計し、毎年度２回程度、それぞれの団体に対して支払いを行う予定です。